

# 第1章 総 則

# 第1章 総 則

## 1.1 趣旨

この指針は、水道法、三条市給水条例、三条市給水条例施行規程に基づき、給水装置工事の設計及び施行等に関し必要な事項を定め、以て本市水道事業の健全な発展とその適切かつ合理的な運営に資することを目的とする。

なお、この指針の内容に関しては、構造及び材質基準に係る事項を除き、規制的な運用がなされないように十分注意することが必要である。

## 1.2 用語の定義

1. 管 理 者 三条市水道事業者をいう。
2. 指定給水装置工事事業者 三条市指定給水装置工事事業者をいう。水道法第16条の2第1項により管理者が指定した者をいう。
3. 給水装置工事主任技術者 水道法第25条の4第1項により指定給水装置工事事業者が給水装置工事主任技術者として選任した者をいう。
4. 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
5. 施行令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
6. 施行規則 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
7. 構造及び材質の基準 施行令第6条をいう。
8. 基準省令 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）をいう。
9. 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（したがって、配水管と直結されていない構造となっている受水槽以下（給水設備）は、給水装置ではない。）
10. 給水管 需要者が給水の目的で、配水支管（及び他の給水管）から分岐し布設する管をいう。
11. 給水用具 給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。
12. 配水管 配水本管及び配水支管を合わせたものをいい、三条市上下水道課の施設である。
13. 配水本管 配水管のうち口径350mm以上のもので、給水装置の分岐ができないものをいう。
14. 配水支管 配水管のうち口径300mm以下のもので、給水装置の分岐が可能なものをいう。
15. 連合給水管 2戸以上の複数戸に給水する管で、三条市上下水道課の施設となっていないものをいう。
16. 条例 三条市給水条例（昭和38年7月15日条例第21号）をいう。

17. 施行規程 三条市給水条例施行規程（昭和 38 年 7 月 15 日公営企業管理規定第 2 号）をいう。
18. 指針 三条市給水装置工事施行指針をいう。（本指針をいう。）

### 1.3 給水装置の種類

給水装置は、次の 2 種類とする。

- (1) 専用給水装置 1 世帯または 1 箇所を使用するもの。
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの。

### 1.4 工事の種類

工事は次の種類に区分する。

- (1) 新設工事  
新たに給水装置を設置する工事。
- (2) 改造工事  
給水装置の口径、位置、管種の変更等の給水装置の原形を変える工事。
- (3) 修繕工事  
給水装置の部分的な損傷に対して、これを原形に修復する工事。
- (4) 撤去工事  
不要となった給水装置の全部又は一部を撤去する工事。
- (5) 臨時用給水装置工事  
工事の施工その他一時の用途に給水するもので、使用水量の多少や断続的使用の有無にかかわらず使用目的が臨時的であることが客観的に明らかな工事で、その目的が終われば撤去される工事。（ただし、使用期間は申請から 2 年以内とする。）

### 1.5 給水装置工事の申込

指定給水装置工事事業者が給水装置の新設等の設計および工事を施工する場合は、その設計について、申込者等と十分協議し、承認を得てから申込みものとする。

給水装置の申込は、必ず工事着手前に管理者の設計審査を受けるものとし、設計について疑義等が生じた場合は、すみやかに協議を行うものとする。

### 1.6 給水方式

#### (1) 直結方式

給水装置の末端水栓まで配水支管の直圧により給水する方式で、次の各号に該当するものとする。

- ① 2 階建て以下の一般的な建築物に給水する場合。
- ② 3 階建てであっても、3 階直結給水が可能な場合。

※第 8 章 3 階直結給水の実施要項 参照

## (2) 受水槽方式

配水支管から分岐して給水管で水道水を受水槽に受水した後、これをポンプで高置水槽へ揚水し自然流下で給水するか、あるいは圧力タンクや給水ポンプを使用して建物内の必要箇所へ給水する方法であり、次の各号に該当する場合は受水槽方式としなければならない。

- ① 一時に多量の水を必要とする建物に給水する場合。
- ② 常時一定の水圧を必要とする建物に給水する場合。
- ③ 工場、病院、学校等で短時間といえども断水することができない建物に給水する場合
- ④ 逆流により、配水管の水質に汚染をきたすおそれのあるメッキ処理槽、ドライクリーニング機、冷却用、洗浄用の機械装置類、ボイラー等を置く工場に給水する場合
- ⑤ 3階建て以上の建物で「3階直結給水の実施要項」に該当しない建物に給水する場合
- ⑥ 4階建て以上の建物に給水する場合。
- ⑦ その他管理者が必要と認めた建物に給水する場合。

## (3) 併用式

同一の建物で階高又は室別によって直結方式と受水槽方式が混在する方式であり、維持管理上好ましい方式とはいえない。